

2024年度

川崎CNブランド応募要領

【応募受付期間】

2024年4月26日（金）～2024年7月12日（金）

応募を御検討いただける場合は
申請書作成にあたっての支援や助言をさせていただきますので
事前応募登録書を**2024年6月28日（金）**までに御提出ください。



川崎CNブランド等推進協議会事務局・連絡先
川崎市環境局脱炭素戦略推進室
E-mail: 30titan@city.kawasaki.jp (*30: 数字で"30")
TEL: 044-200-3872 FAX: 044-200-3921
川崎CNブランド等推進協議会ホームページ
<https://www.k-co2brand.com/>

目次

1	目的と特徴.....	1
2	部門.....	3
3	認定基準.....	4
4	川崎CNブランド大賞.....	5
5	応募要件（応募者要件）.....	6
6	応募方法.....	7
7	応募検討相談及び申請書作成支援について.....	10
8	その他.....	11
9	事前応募登録書.....	12
10	申請書様式.....	13

1 目的と特徴

2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、環境技術・環境産業の集積等の川崎市の強みを最大限に活かし川崎発のグリーンイノベーションを推進していくことが重要となります。川崎市では、2009年度からライフサイクル全体※1でCO₂削減に貢献する川崎発の製品・技術、サービス（以下、「製品・技術等」という。）を「低CO₂川崎ブランド」として認定してきました。

2023年度には、これまでの取組を継承するとともに、併せて製品・技術等を通じた市民・事業者へ脱炭素化の取組を波及させていくことで、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指した「川崎CNブランド」としてリニューアルしました。

川崎CNブランド等推進協議会（以下、「協議会」という。）では、川崎発の優れた製品・技術等を「川崎CNブランド」として認定するとともに、特に優れた製品・技術等を「川崎CNブランド大賞」として選定します。

本事業の目的や特徴等は次のとおりです。

■川崎CNブランドの目的

- ライフサイクル全体でCO₂削減に貢献する川崎発の製品・技術等を評価し、広く発信することを通して地球温暖化防止を図ります。
- ライフサイクル全体でのCO₂削減効果の考え方を普及させることにより、川崎市全体の環境意識・スキルの向上を図ります。
- 地球規模で温室効果ガスの排出削減に貢献している事業者が、市場で適切に評価される仕組みづくりを推進します。
- 認定製品・技術等を通じたCO₂削減の取組を市民・事業者等へ波及させることで、市全体の脱炭素化を促進します。

■川崎CNブランドの特徴

- 製品・技術等がライフサイクル全体を通してCO₂を削減しているかを評価します。
 - 自社の製品等のCO₂排出量を計算する仕組みを学ぶことが可能です。
- 製品・技術等のライフサイクル全体を通じたCO₂削減量を実際に算定していただきます。
 - 本事業への応募、広報を通じ、CO₂削減量の算定の考え方を普及させることも目的としています。
 - 希望する事業者に対して、協議会が委託する支援機関による申請書の作成支援等を実施しています。（詳細は10ページ参照）
 - 削減効果の有無を評価するため、排出量の算定プロセスは一部省略が可能です。
- 原材料調達時・製品使用時のCO₂排出削減やCO₂削減技術の開発等、製品・技術等のライフサイクル全体を通じた温暖化防止への貢献を対象とします。
 - 最終製品だけでなく、素材や部品等の製品、サービスも対象とします。
 - 製造業だけでなく、CO₂削減技術を用いたサービスなど幅広い業種、団体を対象とします。
 - 組織の規模を問わず、中小企業・団体を含めた幅広い取組を対象とします。
 - 生産活動だけでなく、製品の研究開発や製造プロセスの技術移転による貢献も対象とします。

※1 ライフサイクル全体とは、製造工程でのCO₂削減だけでなく、使用時の省エネルギーや、廃棄物を原料として調達することによるCO₂排出量等を含む全体を意味します。

■ 川崎CNブランドに認定されると

♣ PR実績

- ◇ 各種広報誌、ホームページ等に掲載
 - ・ 川崎市産業振興財団情報誌「産業情報かわさき」
 - ・ 川崎商工会議所機関誌「かいぎしょ」
 - ・ 川崎市環境情報誌「環境情報」
 - ・ 協議会ホームページ ・ 協議会発行 PR パンフレット
 - ・ タウンニュース ・ 市庁舎デジタルサイネージ
- ◇ 製品 PR ポスター掲出、展示会出展
 - ・ 市内商業施設や市庁舎にてパネル展示
 - ・ 川崎国際環境技術展への出展

♣ その他の優遇措置

- ◇ 認定式の開催（認定証及び記念品の楯の授与）
- ◇ 「市内事業者エコ化支援事業」での優遇
市内中小企業等が行う省エネルギー型設備導入などのエコ化に対し補助金を交付する「市内事業者エコ化支援事業」について、通常、補助割合は5分の1のところ、「低CO₂川崎ブランド」及び「川崎CNブランド」の認定から3年度以内の製品を導入する場合は補助割合が4分の1に上がります。
- ◇ 川崎市事業活動脱炭素化取組計画書制度へのブランド認定結果の記載
「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」では、一定規模以上の事業者には「事業活動脱炭素化取組計画書」及び「事業活動脱炭素化取組結果報告書」の提出を義務付けています。この中に記載する地球温暖化対策のうち、「温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項」において、低CO₂川崎ブランド及び川崎CNブランドの認定について記載することができます。
- ◇ 川崎CNブランドロゴマークの使用



- ◇ 算定・認定結果は
認定製品・技術等のPRや
CSRへの取組報告等にも御活用ください◇

2 部門

本事業では、「川崎発」の製品・技術等を対象とし、「製品・技術部門」、「サービス部門」の2部門を設けています。

「川崎発」とは、

- 川崎市内で研究開発（確立）されたもの（市外・海外に技術移転された「生産プロセス技術」も含む）
- 川崎市内で製造されたものを指します。

（1）製品・技術部門

川崎市内で製造または研究開発（確立）され、ライフサイクル全体でCO₂排出削減に貢献している製品・技術。

（2）サービス部門

川崎市内で提供または企画（確立）され、ライフサイクル全体でCO₂排出削減に貢献しているサービス。

- ※ 応募する製品・技術、サービスは、販売・提供実績があり、ライフサイクル全体でのCO₂排出量を算定できるものに限ります。
- ※ 一般消費者向けの製品・サービスに限らず、産業向け・業務用の製品・サービス（いわゆる B to B）も応募することができます。
- ※ 最終製品の一部における関与であっても、川崎市内の事業所によるCO₂削減への貢献分が評価できれば応募することができます。例えば、省エネ効果のある製品の一部のみを市内で製造している場合、最終製品のCO₂削減量に対するその部品の貢献分を示すこととなります。
- ※ サービス部門では、電力・燃料等の使用量を削減した各種サービスやクラウドサービスなどが考えられます。なお、コンビナート等における企業間連携の取組についても対象となります。

3 認定基準

(1) 及び (2) の基準を満たすことを必須とし、(3) の基準については、現在の取組状況について御記入いただき、大賞選定の参考等に使用します。(認定基準は、製品・技術、サービス両部門で共通です。)

<認定基準>

(1) ライフサイクルでの環境効率の向上

ライフサイクル全体でCO₂削減効果を評価し、製造工程(サービス提供段階、活動段階)以外のライフステージでのCO₂削減効果も含め、環境効率※2の高いものであること。具体的には、算定の結果、ライフサイクル全体でCO₂削減効果が確認できること。

(2) 市民・事業者を初めとした社会への波及効果

脱炭素社会の実現に向けて、製品・技術、サービスを通して市民・事業者を初めとした社会への波及効果があり、脱炭素化を促進するものであること。

(3) 製品の製造時・サービスの提供時等における脱炭素化の取組

事業所における再生可能エネルギーの導入など、市域における取組によって、製品の製造時やサービスの提供時における脱炭素化が図られていること。

※2 同じ機能の製品等におけるCO₂排出量との比較による削減率

4 川崎CNブランド大賞

認定基準に加えて、ブランドに認定された製品・技術等の中から、ブランド大賞として選定されることで、市内の企業・団体の模範・動機づけになる、川崎市のブランド力が向上するなど、川崎市との関連性が強く、川崎らしい製品・技術等を「川崎CNブランド大賞」として選定します。

＜ブランド大賞の選定基準＞

* (1)～(3)の内容は、前頁の〈認定基準〉と同様です。

(1) ライフサイクルでの環境効率の向上

(2) 市民・事業者を初めとした社会への波及効果

(3) 製品の製造時・サービスの提供時等における脱炭素化の取組

(4) 独自性・先進性

独自の工夫や先進的な技術を活用した取り組み（フロントランナーとしての取り組み）であり、他の企業・組織への今後の普及も期待され、より社会に大きく寄与するものと考えられること。

(5) 地域社会・国際社会への貢献

製品・技術、サービスが普及することで、地域社会、国際社会またはその両方におけるCO₂削減に貢献していると考えられること。

(6) カーボンリサイクル・資源循環の取組

製造時等にCO₂の分離・回収や利用に係る技術を活用し、大気中に放出されるCO₂の削減が図られていると考えられること。または、原材料を廃棄せず再利用することを前提とした製品など、循環型社会の形成に寄与するものであると考えられること。

5 応募要件（応募者要件）

（１）「川崎発」（３ページ参照）の製品・技術、サービスであり、次の各事項を満たしていること。

- ① 製品・技術部門においては、市内に製造または研究開発を行う事業所があり、過去１年以上の操業実績があること
＊川崎市内に事業所があっても、業務内容が販売や使用・管理のみの場合は応募できません。
- ② サービス部門においては、市内にサービスを提供する事業所があり、過去１年以上のサービス提供実績があること
- ③ 応募する製品・技術、サービスの販売・提供実績があること

（２）その他、次の各事項を満たしていること。

- ① 応募する製品・技術、サービスが過去に川崎CNブランド及び低CO₂川崎ブランドの認定を受けていないこと
- ② 応募する製品・技術、サービスが、特許等の知的財産権について係争中でないこと
- ③ 過去３年間、行政庁等から重大な法律違反等に対する制裁を受けていないこと
- ④ 川崎市暴力団排除条例（平成２４年川崎市条例第５号）第２条に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等でないこと
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に定める処分を受けていないこと

6 応募方法

(1) 事前応募登録について

応募を御検討いただける場合は、申請書作成にあたっての支援や助言をさせていただきますので、事前応募登録書を御提出ください。応募に係わる具体的なイメージがない場合でも、提出書類を基に、認定の可能性や申請書作成等についての相談を行うことが可能です。本冊子 p.12 又は協議会ホームページに掲載している様式に各事項を御記入の上、期日までに下記の提出先宛てに電子メールで提出してください。

事前応募登録後、取り下げも可能ですので、お気軽に御登録ください。

【送付先】川崎CNブランド等推進協議会事務局（川崎市環境局脱炭素戦略推進室）

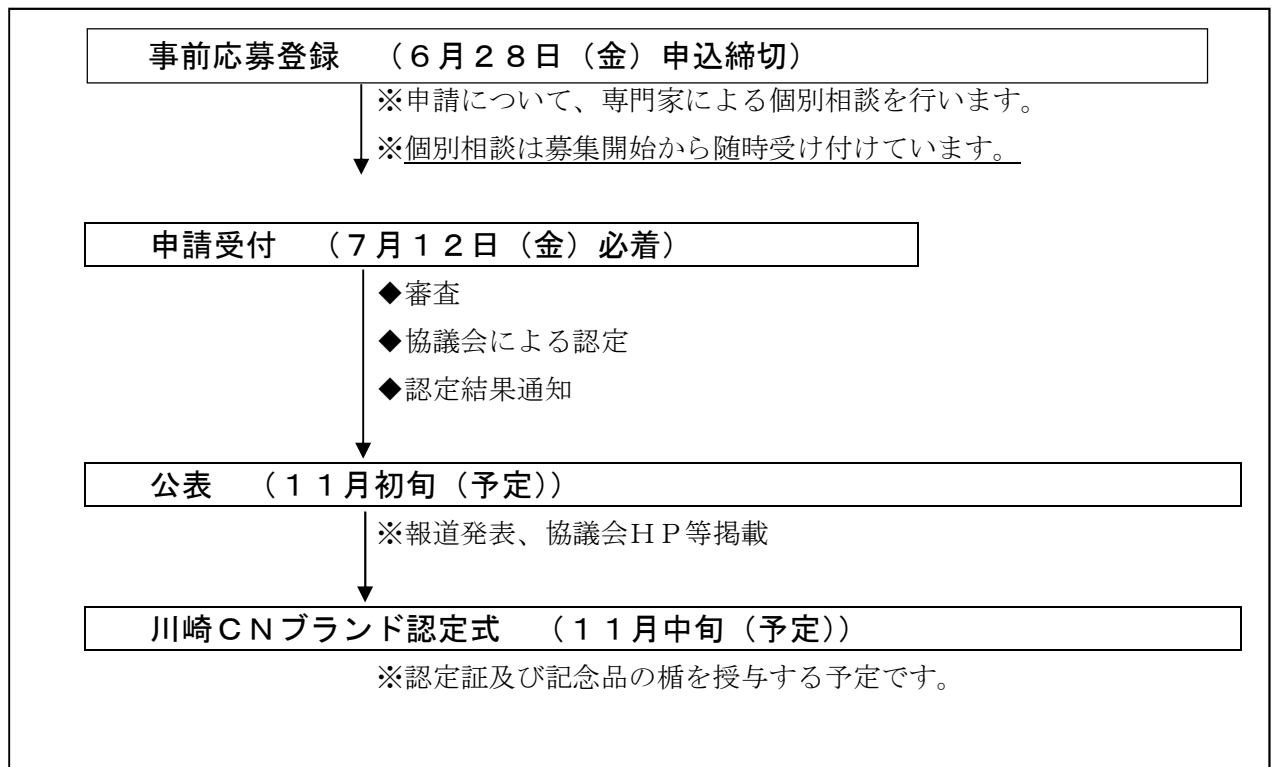
メールアドレス 30titan@city.kawasaki.jp（※30：数字で”30”）

提出期限：2024年6月28日（金）

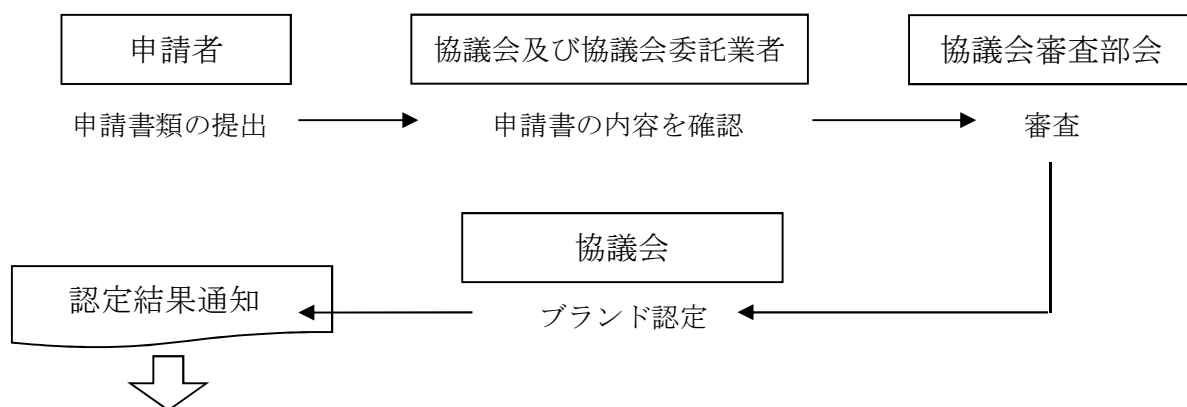
(2) 応募・審査等のスケジュール

応募検討から認定までのスケジュールは次のとおりです。

なお、申請書類の内容確認は、協議会及び協議会が委託する業者が行います。申請書の不備や申請内容の疑義等については、申請者に対して当該箇所の補正依頼やヒアリングを実施する場合があります。



(3) ブランド認定までの全体フロー



認定の公表・認定式の開催等

(4) 提出書類

応募者は、応募案件ごとに、下記の書類について、電子メール等により電子媒体を提出してください。

<提出書類一式>

- 申請書（様式第1号）
- 「別紙 CO₂排出量算定シート」（様式第2号）
- 応募案件（応募製品・技術等及び比較対象製品・技術等）の概要や仕様を示したパンフレット・説明資料等
- 機能単位、評価バウンダリの設定に関する説明資料
- 使用時の消費電力量、寿命の延長（使用回数の増加）など、結果を大きく左右するデータについて根拠となる資料
- 企業独自のデータベースを使用する際には、主要な原単位について、その取り扱いについての考え方を整理した資料（一般的なデータベースとの比較検討）
- その他、事務局が必要と認める資料

※当該年度に同一製品技術等において川崎メカニズム認証制度にも応募する場合については、川崎メカニズム認証制度応募要領の同項も御参照ください。

■ 申請書等様式ダウンロード

様式は下記ホームページから入手してください。

<https://www.k-co2brand.com/>

■ 提出・問い合わせ先

川崎CNブランド等推進協議会事務局（川崎市環境局脱炭素戦略推進室）

（郵送）〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎CNブランド等推進協議会事務局（川崎市環境局脱炭素戦略推進室） 宛て

（電子メール）E-mail：30titan@city.kawasaki.jp （*30：数字で“30”）

（電話）TEL：044-200-3872

（5）応募料及び審査料等

応募料及び審査料は無料です。ただし、認定された場合は登録料2万円を協議会に納めていただきます。

また、申請書類の作成等にかかる費用については、応募者の自己負担となります。

（6）川崎メカニズム認証制度との関係性

川崎メカニズム認証制度は、ライフサイクル全体を考慮した「市域外での温室効果ガス削減に貢献する量（域外貢献量）」を認証し、当該事業者の温室効果ガスの直接排出量とともに評価するものです。この制度と連携しながら、川崎の特徴・強みを活かした地球温暖化対策の推進を図っていきたいと考えています。川崎メカニズムの認証を受けると、製品・技術、サービスのライフサイクルでのCO₂削減量を「見える化」するほか、市条例に基づく事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度への記載、ロゴマークの使用など、更なる特典がございますので、あわせて積極的な応募をお願いします。

川崎メカニズム認証制度の応募などの情報は下記ホームページを御参照ください。

<https://www.k-co2brand.com/>

7 応募検討相談及び申請書作成支援について

応募を御検討いただける場合は、次のとおり申請書作成にあたっての支援や助言をさせていただきます。応募に係わる具体的なイメージがない場合でも、認定の可能性や申請書作成等について相談を行うことが可能です。

(1) 個別相談

申請に向けて、事業者の皆様の個々の製品・技術等の温室効果ガスの排出量の計算方法や、申請書の書き方などについて、専門家等が相談にのります。

日時	2024年6月28日（金）まで
申込先	川崎CNブランド等推進協議会事務局（川崎市環境局脱炭素戦略推進室） E-mail：30titan@city.kawasaki.jp（※30: 数字で“30”）
申込方法	企業・団体名、所属、氏名、連絡先（E-mail アドレス、電話番号）を明記した上で、 <u>件名に「個別相談申込み」と記載し、電子メールにてお申し込みください。</u>

8 その他

(1) ロゴマークの使用について

川崎CNブランドとして認定された製品・技術等の事業者は、当該製品・技術等に川崎CNブランドを示すマークを認定結果発表日以降に表示し、広告等に活用することができます。このマークは、商標権を持つ川崎市が、協議会を通じて、その表示権をブランド認定事業者に無償で供与するもので、事業者・団体には別途定める使用規定を遵守して、責任を持ってマークを管理していただきます。

なお、過去に低CO₂川崎ブランドを取得している事業者は供与している低CO₂川崎ブランドロゴマークについて、引き続き御使用いただけます。

(2) 川崎市温暖化防止対策への御協力について

地球温暖化防止対策の推進にあたり、川崎 CN ブランドとして認定された製品・技術等に関するアンケートを依頼することがあります。御理解と御協力をお願いいたします。

《注意事項》

以下の事項について、あらかじめ承諾のうえ御応募ください。

- ① 申請書類及び審査の過程等で求める資料は返却致しません。
- ② 申請書類及び審査の過程等で虚偽が判明した場合には、応募を無効とします。
- ③ 審査経緯及び審査結果に対する異議申し立てについては、お受け致しません。
- ④ 結果の公表後に、ブランドとしてふさわしくない事由が判明した場合には、その認定を取り消すことがあります。

《守秘義務》

申請書類その他の提出書類で知り得た情報については、当該事業の審査以外に利用及び公開は致しません。

《個人情報の取扱について》

御記入いただいた個人情報は、個人情報保護法等に準じて保護され、本事業の実施主体である協議会、また協議会から本事業の運営等に関する委託を受けた業者以外の第三者に提供することは一切ありません。

9 事前応募登録書

記入日 2024年 月 日

事前応募登録書

応募を御検討いただける場合は、申請書作成にあたっての支援や助言をさせていただきますので、次の各項目を御記入のうえ、2024年6月28日（金）までに下記の提出先宛てに電子メールで提出をお願いします。

*事前応募の御登録をいただいた後、登録の取り下げができますので、お気軽に御登録ください。

川崎 CN ブランド及び川崎メカニズム認証制度 同時申請

川崎 CN ブランド 申請

川崎メカニズム認証制度 申請

いずれかに○をしてください。

事業者（団体）名	
御担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

応募を予定（検討）している製品・技術、サービスについて

名称	
概要 (製品の概要と、環境配慮のポイントについて、簡単に記述してください。)	

その他、事務局への御意見・御質問・御要望等がありましたら、御記入ください。

○提出先 川崎 CN ブランド等推進協議会事務局
(川崎市環境局脱炭素戦略推進室) 宛
電子メールで御送付ください。

E-mail 30titan@city.kawasaki.jp (*30: 数字で "30")

TEL 044 (200) 3872

10 申請書様式

2023年4月改訂

川崎CNブランド・川崎メカニズム認証制度
認定・認証申請書

20 年 月 日

(宛て先)川崎CNブランド等推進協議会 会長

※川崎CNブランド申請時のみ記入する箇所は黄色、川崎メカニズム認証制度申請時のみ記入する箇所は緑色です。

1. 応募企業の概要等

会社名	ふりがな		
	日本語名		
	英語名		
代表者 役職・氏名			
本社所在地	〒		
応募製品・技術、サービスの 事業所/団体名 ※本社の場合は不要			
上記事業所の所在地	〒		
上記事業所の業務内容 ※簡単に			
業種		上記事業所の 従業員数	人
担当者 及び 担当者連絡先	所属部署		役職
	氏名		
	住所	〒	
	電話		FAX
	E-mail		

2. 応募制度

次のいずれかにチェックを付けてください。

- 川崎CNブランド及び川崎メカニズム認証制度 同時申請
- 川崎CNブランド 申請
- 川崎メカニズム認証制度 申請

3. 応募要件

応募要件への同意	() 下記の項目全てに該当している 下記を御一読いただいた上で、()内に○をつけてください。
	<p>(1)川崎CNブランドについては、次の各事項を満たしていること。</p> <p>①製品・技術部門においては、市内に製造または研究開発を行う事業所があり、過去1年以上の操業実績があること。 * 川崎市内に事業所があっても、業務内容が販売や使用・管理のみの場合は応募できません。</p> <p>②サービス部門においては、市内にサービスを提供する事業所があり、過去1年以上のサービス提供実績があること。</p> <p>③応募する製品・技術、サービスの販売・提供実績があること。</p> <p>④応募する製品・技術、サービスが過去に低CO2川崎ブランドの認定を受けていないこと。</p> <p>(2)川崎メカニズム認証制度については、次の各事項を満たしていること。</p> <p>①製品・技術等に関わる製造又は研究開発等の拠点となる事業所が市内にあり、過去1年以上の操業実績があること。</p> <p>②応募する製品・技術等について、前年度の販売・提供実績があること。</p> <p>(3)その他、次の各事項を満たしていること。</p> <p>①応募する製品・技術、サービスが、特許等の知的財産権について係争中でないこと。</p> <p>②過去3年間、行政庁等から重大な法律違反等に対する制裁を受けていないこと。</p> <p>③川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等でないこと。</p>

4. 応募製品・技術、サービスの概要		
応募製品・技術、サービスの固有名称 ※認定・認証された際に紹介資料等に 掲載しますので、公表を前提とした記載 をお願いします。	ふりがな	
	日本語名	
	英語名	
応募製品・技術、サービスの概要 ※認定・認証された際に紹介資料等に 掲載しますので、公表を前提とした記載 をお願いします。		
販売・提供実績 ※該当する項目に○印を記入	() 応募する製品・技術の販売・提供実績がある →発売・提供開始 () 年 () 月	
フランドのみ 川崎市との関わり ※該当する項目に○印を記入	製品・技術 部門	いずれかまたは両方に○をしてください。 () 応募製品・技術の研究開発(確立)が川崎市内で行われている () 応募製品・技術の製造が川崎市内で行われている
	サービス 部門	いずれかまたは両方に○をしてください。 () 応募サービスの企画(確立)が川崎市内で行われている () 応募サービスの提供が川崎市内で行われている
メカニズムのみ 応募製品・技術、サービスの類型 ※該当する項目に○印を記入	() 川崎市内で行われた温室効果ガス削減に貢献する研究開発が実用化されたもの () 川崎市内で製造された温室効果ガス削減に貢献する素材・部材 () 川崎市内で製造された温室効果ガス削減に貢献する最終製品 () 川崎市内で生成された温室効果ガス削減に貢献するエネルギーが川崎市域外に供給されたもの () その他(具体的な内容を以下にご記入ください) <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>	

5. 応募製品・技術、サービスの認定・認証基準

川崎CNブランド認定基準・大賞選定基準	ブランドのみ	
	市民・事業者を初めとした社会への波及性(必須)	
	製品の製造時・サービスの提供時等における脱炭素化の取組(必須)	
	独自性・先進性	
	地域社会・国際社会への貢献	
	カーボンリサイクル・資源循環の取組	
川崎メカニズム認証基準	メカニズムのみ	独自性(事業者独自の技術を活かしていること)
	域外貢献に期待される要素	先進性(先進的な排出削減効果を有していること)
		追加性(国外も含め、川崎市域外において追加的に温室効果ガス排出量を削減すること)
		その他(自由記入)

6. 機能単位の設定

製品・技術、サービスの機能 ※応募製品・技術、サービスが有する機能、主な性能特性		
製品・技術、サービスの 使用数量と耐用年数の比較	【応募製品・技術、サービス】	【比較対象製品・技術、サービス】
削減効果の計算の前提となる、製品・技術、サービスを使用する数量 ※年間使用量・使用時間、当該製品による年間生産量など。応募製品等と比較対象製品等とで、同規模の機能を果たすために必要な数量を各々設定すること。		
製品・技術、サービスの耐用(使用)年数	耐用年数の設定根拠	耐用年数の設定根拠

7. 比較対象製品・技術等の設定

比較対象製品・技術、サービスの設定	比較対象製品・技術、サービスの概要	() 自社の過去の製品・技術等 () 標準的な状況 () その他 ()
	選択理由・根拠	
	自由記述欄	※他に考えられうる比較対象、懸念事項があれば記載

8. 算定範囲の設定等

<p>製品・技術、サービスのフロー ※川崎市内での工程がわかるようにして下さい。右欄に書ききれない場合にはフローを示す資料を添付していただいても構いません。</p>	<p>応募製品・技術、サービス</p>	
	<p>比較対象製品・技術、サービス (応募製品・技術、サービスのフローと同じであれば省略可)</p>	<p>() フローが異なる () 原材料が異なる () その他 ()</p>
<p>温室効果ガス増減の理由 ※比較対象製品・技術、サービスと比較して、温室効果ガス排出量の削減に貢献する点又は増加する点について、段階毎に理由を記入してください。 ※サービスの場合は、段階名を()内のものに読み替えてください。</p>	<p>原材料調達段階 (物資の調達)</p>	<p>削減量(t-CO₂) -</p>
	<p>生産段階 (サービスの提供)</p>	-
	<p>流通・販売段階 (営業・販売)</p>	-
	<p>使用・維持管理段階 (アフターサービス)</p>	-
	<p>廃棄・リサイクル段階</p>	-
<p>算定対象外 ※上記のライフサイクルのうち、割愛したプロセスがあれば明記</p>		
<p>カットオフ ※カットオフした項目があれば、根拠と妥当性を明記</p>	<p>フランドのみ</p>	
<p>算定対象期間</p>	<p>※基本は過去1年間に生産された製品・技術等による温室効果ガス排出量の削減貢献を対象とする</p>	
<p>域外貢献のバウンダリの設定 ※該当する項目に○印を記入 ※川崎市内における活動は評価バウンダリには含めないでください</p>	<p>メカニズムのみ</p> <p>() 原材料調達段階 () 生産段階 () 流通・販売段階 () 使用・維持管理段階 () 廃棄・リサイクル段階</p>	

川崎CNブランド・川崎メカニズム認証制度
認定・認証申請書(CO₂排出量算定シート)

2023年4月改訂

※川崎メカニズム認証制度申請時のみ記入する箇所は緑色です。

※活動量については、設定した機能単位当たりの量を記入してください。

(例：機能単位が「製品Aを10年間使用する」である場合には、使用・維持管理段階は10年間分の活動量を記入してください。)

※欄が足りない場合には適宜行を追加して記入して下さい。自動入力セルの場合は、その上下のセルに倣って式を入力してください。

※サービスの場合は、段階名を()内のものに読み替えてください。

1. ライフサイクル段階別CO₂排出量(応募製品・技術、サービス)

＜原材料調達段階(物資の調達)＞ *「7. 収集活動量の根拠となる出典資料」に挙げた資料の番号を記入してください。

項目	プロセス	活動量	(単位)	排出原単位	(単位)	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	活動量出典*	原単位出典*
合計						0.000E+00		

＜生産段階(サービスの提供)＞

項目	プロセス	活動量	(単位)	排出原単位	(単位)	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	活動量出典*	原単位出典*
合計						0.000E+00		

＜流通・販売段階(営業・販売)＞

項目	プロセス	活動量	(単位)	排出原単位	(単位)	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	活動量出典*	原単位出典*
合計						0.000E+00		

＜使用・維持管理段階(アフターサービス)＞

項目	プロセス	活動量	(単位)	排出原単位	(単位)	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	活動量出典*	原単位出典*
合計						0.000E+00		

＜廃棄・リサイクル段階＞ ※プロセスには破碎、ペレット化などの処理方法を記載してください。

項目	プロセス	活動量	(単位)	排出原単位	(単位)	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	活動量出典*	原単位出典*
合計						0.000E+00		

応募製品・技術、サービスの機能単位当たりのライフサイクルCO₂排出量

0.000E+00

kg-CO₂

2. ライフサイクル段階別CO₂排出量(比較対象製品・技術、サービス)

＜原材料調達段階(物資の調達)＞

項目	プロセス	活動量	(単位)	排出原単位	(単位)	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	活動量出典*	原単位出典*
合計						0.000E+00		

＜生産段階(サービスの提供)＞

項目	プロセス	活動量	(単位)	排出原単位	(単位)	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	活動量出典*	原単位出典*
合計						0.000E+00		

＜流通・販売段階(営業・販売)＞

項目	プロセス	活動量	(単位)	排出原単位	(単位)	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	活動量出典*	原単位出典*
合計						0.000E+00		

＜使用・維持管理段階(アフターサービス)＞

項目	プロセス	活動量	(単位)	排出原単位	(単位)	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	活動量出典*	原単位出典*
合計						0.000E+00		

＜廃棄・リサイクル段階＞ ※プロセスには破碎、ペレット化などの処理方法を記載してください。

項目	プロセス	活動量	(単位)	排出原単位	(単位)	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	活動量出典*	原単位出典*
合計						0.000E+00		

比較対象製品・技術、サービスの機能単位当たりのライフサイクルCO₂排出量	0.000E+00	kg-CO ₂
--	-----------	--------------------

メカニズムのみ

3. 川崎市内の事業者による貢献度(削減寄与率)

削減寄与率 ※該当するいずれかの項目に○印を記入し、寄与率の数値を記入	<input type="checkbox"/> 算定ガイドラインにおける値を使用 <input type="checkbox"/> 自社独自の値を使用 寄与率= <input type="text"/> %
削減寄与率の設定根拠	

メカニズムのみ

4. 川崎市域外への普及量の把握

採用したデータ ※該当するいずれかの項目に○印を記入	<input type="checkbox"/> 販売量(優先的に採用) <input type="checkbox"/> 出荷量(販売量が把握できない場合にのみ採用)
A: 全国ベースでの販売量・出荷量 ※金額ではなく数量ベースで記入	応募年度の前年度の販売量・出荷量 <input type="text"/> (単位 <input type="text"/>)
B: 控除すべき川崎市内への販売量・出荷量 ※金額ではなく数量ベースで記入 ※具体的な販売・出荷量が把握できない場合には、全国の値を按分。その際の按分方法についても記載。	応募年度の前年度の販売量・出荷量 <input type="text"/> (単位 <input type="text"/>) 按分方法 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
C: 川崎市域外への普及量 ※金額ではなく数量ベースで記入	応募年度の前年度の販売量・出荷量 <input type="text"/> (単位 <input type="text"/>) ←自動で計算されます。

5. 機能単位当たりのCO₂排出削減量及び削減率※自動計算されます。

機能単位当たりのCO ₂ 排出削減量 ※比較対象製品・技術、サービスの排出量 －応募対象製品・技術、サービスの排出量	削減量		削減率	
原材料調達段階	-	t-CO2	-	%
生産段階	-	t-CO2	-	%
流通・販売段階	-	t-CO2	-	%
使用・維持管理段階	-	t-CO2	-	%
廃棄・リサイクル段階	-	t-CO2	-	%
合計	-	t-CO2	-	%

メカニズムのみ

6. 域外貢献量の算定結果 ※自動計算されます。

応募年度の前年度の域外貢献量 (5. 機能単位当たりの削減量 × 3. 削減寄与率 × 4. 川崎市域外への普及量)	算定結果	
原材料調達段階	-	t-CO2
生産段階	-	t-CO2
流通・販売段階	-	t-CO2
使用・維持管理段階	-	t-CO2
廃棄・リサイクル段階	-	t-CO2
合計	-	t-CO2

7. 収集活動量の根拠となる出典資料

活動量の出典

①	
②	
③	
④	
⑤	

排出原単位の出典

a	
b	
c	
d	
e	

*使用時の消費電力量、寿命の延長(使用回数の増加)など、結果に大きく左右する活動量については、根拠となる資料(エビデンス)を添付ください。
 *企業独自のデータベースを使用する際には、その考え方を整理した資料(一般的なデータベースとの比較検討)を添付してください。
 *上記に挙げた活動量の根拠となる出典資料(写しも可)は本申請書とともにご提出ください。

8. データ収集の手順

応募製品・技術、サービス	
比較対象製品・技術、サービス	